

京都市告示第125号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により、令和2年4月1日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和2年5月18日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育施設の種類
宗教法人 天得院 理事長 明石 幸男	東福寺保育園	京都市東山区本町十五 丁目802	保育所

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)